

2022年 7月26日

各 位

会 社 名 キャリアバンク株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 佐藤 良雄
コード番号 4 8 3 4 札幌証券取引所
問い合わせ先 常務取締役経理財務部長兼経営管理部長
橋本 正太
電 話 番 号 0 1 1 - 2 5 1 - 3 3 7 3
(U R L <https://www.career-bank.co.jp/>)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年8月26日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 事業目的の記載の変更

現行定款第2条に定める目的について、法令名称変更に応じて記載を変更するものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度施行に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款変更の内容

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 [条文省略]	第2条 [現行どおり]
1. ~19. [条文省略]	1. ~19. [現行どおり]
20. <u>障害者自立支援法</u> に基づく障害福祉サービス事業	20. <u>障害者総合支援法</u> に基づく障害福祉サービス事業
21. ~24. [条文省略]	21. ~24. [現行どおり]
第3条~第13条 [条文省略]	第3条~第13条 [現行どおり]
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	
第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	[削 除]

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="437 181 560 210">[新 設]</p> <p data-bbox="217 479 560 508">第15条～第40条 [条文省略]</p> <p data-bbox="459 517 539 546">附 則</p> <p data-bbox="217 555 560 584">第1条～第2条 [条文省略]</p> <p data-bbox="437 593 560 622">[新 設]</p>	<p data-bbox="820 181 1027 210"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="810 224 1380 315">第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p data-bbox="868 324 1380 477">2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="810 486 1177 515">第15条～第40条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="1050 524 1129 553">附 則</p> <p data-bbox="810 562 1177 591">第1条～第2条 [現行どおり]</p> <p data-bbox="820 600 1331 629"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="810 638 1380 790">第3条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、<u>2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="868 799 1380 963">2. <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="868 972 1380 1102">3. <u>本条の規定は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2022年8月26日
定款変更の効力発生日（予定） 2022年8月26日

以上